

「ふくおか健康ポイントアプリを活用した健康に係る周知啓発」運営等委託業務仕様書（案）

1 委託業務名

「ふくおか健康ポイントアプリを活用した健康に係る周知啓発」運営等委託業務

2 目的

企業版ウォーキングラリーを実施するに当たり、その効果を検証するとともに、併せてウォーキングの必要性やアプリ内の健康記録（血圧）の促進のための広報を行うもの。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 委託業務の内容

- (1) ふくおか健康ポイントアプリを活用した宣言企業によるウォーキングラリー（令和8年1月・期間2週間程度を予定）の効果検証結果に基づく運動習慣の必要性の啓発の企画・運営
- (2) 血圧測定ができる行政施設、店舗等の場所及び県 HP 等での血圧測定場所の公開への協力の有無の確認

5 実施方法

- (1) ふくおか健康ポイントアプリを活用した宣言企業によるウォーキングラリーの効果検証結果に基づく運動習慣の必要性の啓発

①効果検証に係る企画

業務の目的を把握し、効果測定の提案を行うこと。効果測定の企画及び業務終了までのスケジュールを作成し、県と協議の上で進めること。

内容については下記（例）に示しているとおり、ウォーキングによる健康増進効果を集計できる効果的な方法で実施すること。

対象（例）	・ウォーキングラリー参加企業のうち10社（各20名）
内容（例）	・ウォーキングによる健康増進効果として、脂肪燃焼効率の向上や酸化ストレスの軽減、塩分量の減少等の数値を測定
方法（例）	・対象者が即時尿検査とアプリでAI問診が可能な検査キットを使用し測定 ・ウォーキングラリー参加群と不参加群の実施期間前後等を比較 ・分析データをもとにした大学教授等による総合検証

②準備

a) ウォーキングラリー開催についての広報物の作成（11月下旬までに）

・ウォーキングラリー参加者が増えるよう、効果的な広報物を作成すること。（県公式 SNS、県 HP、ふくおか健康ポイントアプリ等で活用できるようデータでの格納）

※その他広報内容を提案頂いて可

b) 対象企業の選出

・ウォーキングラリー参加企業のうち10社、各20名を対象とする。なお、対象者を増やすことを提案することは妨げない。

・対象企業（後日、動画による取材対応可能な企業1社以上含む）への協力依頼、調整等は委託先で実施すること。

③効果測定の実施

- ・ウォーキングラリーの健康増進効果を測定できる方法、内容で実施すること。
- ・効果測定に係る機器等の準備、調整等は委託先で実施すること。

④分析

- ・分析データをもとにした大学教授等による総合検証を行うこと。
- ・大学教授等への謝金等は契約金額に含まれる。

⑤成果物の作成

- ・企業で取り組むウォーキングの効果を見せるチラシを作成すること。
(例：参加者へのインタビュー等を含む)
- ・チラシ5,000部の印刷代も契約金額に含まれる。
- ・媒体の活用は県で行うため、作成したデータを県へ提出すること。

⑥報告書等の提出

効果検証終了後、参加者数、効果測定結果、分析の結果等に関する報告書を提出すること。
提出先は福岡県保健医療介護部健康増進課とする。

(2) 血圧測定場所の確認

①福岡県内で一般の方が、血圧測定のできる場所の確認

- ・行政施設、店舗、薬局等において、血圧測定ができる場所の調査をすること。
※行政施設の調査の送付については県が行い、調査内容作成、取りまとめ等は委託先で実施する。

②協力の有無の確認

- ・県HP等での血圧測定場所の公開への協力の有無の確認をすること。

6 その他

- (1) 委託業務に係る経費は、全て委託先で負担することとし、委託先の負担する経費は全て当該委託料に含まれるものとする。
- (2) 本仕様書に想定されていない業務（作業）が生じた場合は速やかに県に報告し、協議の上、対応すること。
事故・トラブル等が発生した場合は、速やかに対処の上、県に報告すること。
- (3) 委託先は、業務の遂行に関し、業務に必要な能力と経験を有する業務責任者を定め、必要な人員を確保すること。
- (4) 委託先は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、本業務以外の履行のための目的に使用してはならない。契約期間終了後も同様とする。
- (5) 本業務を行うため、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護に関する法令等を遵守すること。
- (6) 委託先は業務実施にあたって、データの漏えい、滅失及び事故等の予防に十分注意し、業務の信頼性および安全性の確保に努めること。
- (7) 制作物の著作権は、県に帰属するものとするが、これによりがたい場合は、県と委託先の双方で別途協議を行う。
- (8) 受注者は、業務を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承認を得た場合は、業務の一部を再委託することができる。